当行のコーポレートガバナンス

■基本的な考え方

当行は、銀行としての公共性に十分配慮しながら、収益性を確保 し、企業価値を高めることを経営の最重要課題としています。経 営の透明性の確保、意思決定のスピードアップ、およびグローバ ルに通用する経営体制を実現するため、当行は、「指名委員会等設 置会社」制度を採用しています。

コーポレートガバナンスを適切に機能させていくためには、(1) 株主の権利・利益が適切に守られること、(2) 適時適切な情報開示 による企業活動の透明性の確保、(3)取締役会に期待される役割 の達成、といった点が大切であると私たちは考えています。

• 情報の適時開示

すべてのステークホルダーとの適度な緊張関係と、良好な協力関 係を維持することは、当行にとって大切なことであり、長期的な 成長につながると考えています。

また、すべてのステークホルダーに対して重要な情報の適時適切 な開示を行うほか、公平かつ容易に情報を入手できる機会の確保 など、さらなる改善に取り組んでいます。

取締役会に期待される役割

指名委員会等設置会社である当行では、コーポレートガバナンス における取締役会の役割が大変重要なものになっています。「基 本方針の決定機能 および 「監督機能」を取締役会の専管とし、「業 務執行決定機能」を原則として執行役へ委任することにより、ス ピード感のある意思決定を確保するとともに、透明度の高い経営 体制を構築しています。また当行では、指名委員会等設置会社で あることを踏まえて、取締役会の中に委員の過半数が社外取締役 で構成される「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」を設置し、 取締役と執行役に対する監督を行っています。さらにリスク管理 態勢の強化およびリスク管理に関する取締役会審議の円滑化の ため、「リスク管理委員会」を設置しております。

取締役会において業務の適正を確保するために必要な規則・ポリ シーを制定し、役職員の法令遵守態勢、リスク管理態勢および財 務報告態勢等の内部統制システムがより充実したものとなるよ う努めています。また、取締役会において「東京スター銀行企業集 団の業務の適正を確保するための基本ポリシー」、執行役会にお いて「子会社管理規程」を制定することにより、当行グループ会社 の経営管理体制を整え適切に管理を行っております。さらに子会 社に対する経営管理の充実を図るため、子会社各社と合意書を締 結し、子会社から承認、報告、協議を求めることを要求する体制を 構築しているほか、内部監査部による監査を実施しております。

監査委員会の体制

監査委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名で構成され、また その職務を補助するため、執行役から独立した内部監査部が事務 局業務を担当し、各事業年度ごとに決定する監査計画に基づき監 査を実施しています。監査委員会は、会計監査人より監査実施結果 の報告および内部統制状況調査結果の報告を受けるほか、内部監 査部から内部監査の実施報告を受け、行内でのリスク管理、内部統 制システムの構築および運用の状況の監視・検証に努めています。

■ 内部監査体制

内部監査部は、取締役会により制定された「内部監査憲章」「内部 監査ポリシー1に従い内部監査を実施します。内部監査部は、取締 役会に直属し執行からの独立性が確保されており、内部監査の結 果等については、取締役会および監査委員会への直接の報告が義 務付けられ、内部監査の適切な運用が図られています。

取引監査委員会の設置

銀行経営の健全性を維持するために、経営の独立性確保について は、細心の注意を払っています。特に、主要株主のグループ会社と の取引に関しては、銀行法の定めるアームズ・レングス・ルール* に照らして適切か否かを監査することを目的として、「取引監査 委員会|を設けています。

*アームズ・レングス・ルール

銀行法第十三条の二に定められている、特定関係者(銀行の子会社や 主要株主等)との間で行われる取引に関するルール。

財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するために必要な基本方針として、「東 京スター銀行企業集団の財務報告の信頼性を確保するための基 本ポリシー」を制定し、銀行業を営む当行の企業集団が法令等に 基づき作成する財務諸表および連結財務諸表、ならびに財務諸表 等の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等の信頼性を確保す るための基本方針を明らかにしています。

コーポレートガバナンス体制

